

平成23年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成23年7月26日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 17時00分

【場所】 明治安田生命ビル 第2会議室

【出席委員】

委員長 佐々木 武志

委員 小泉 秀夫

委員 中條 克之

教育長 金井 則夫

委員 中村 立子

【出席職員】

総務部長 平野

教育環境整備推進室長 海野

職員部長 高梨

学校教育部長 渡邊

生涯学習部長 野本

庶務課長 小椋

企画課長 広瀬

庶務課担当課長 五十嵐

指導課課長 島田

生涯学習推進課長 池谷

指導課担当課長 上杉

指導課指導主事 栗山

宮前区生涯学習支援課長 岩瀬

担当係長 末木

書記 荻野

【署名人】

委員 中條 克之

委員 小泉 秀夫

1 開会宣言

【佐々木委員長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。本日は中本委員が所用により欠席でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

2 開催時間

【佐々木委員長】

本日の会期は、14時00分から17時00分までといたします。

3 会議録の承認

【佐々木委員長】

6月定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。修正等がございましたら、後ほど事務局までお申し出ください。

【各委員】

<了承>

4 傍聴（傍聴者 34名）

【佐々木委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【佐々木委員長】

それでは、そのように決定いたします。

5 非公開案件

【佐々木委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件については、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思いますので、お諮りいたします。

報告事項 No. 6 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

報告事項 No. 9 教科用図書選定審議会の答申等について

は、期日を定めて公表する案件であり、公開することにより公正又は適正な意思決定に著しい支障を生ずる恐れがあるため、

報告事項 No. 7 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

報告事項 No. 8 指導改善研修について

は、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【佐々木委員長】

それでは、そのように決定いたします。

6 署名人

【佐々木委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条により、中條委員と小泉委員をお願いをいたします。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 請願の報告及び協議について

庶務課担当課長が説明した。

【佐々木委員長】

ただいま、報告のありました請願等の取り扱いにつきまして、御協議願います。これらの請願、陳情は、教科書採択やそれに関するものであると思われるため、本日審議が必要であるとの説明がありました。よって、このあと、意見陳述をしていただき、請願等の審議を行うということによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【佐々木委員長】

なお、意見陳述の時間でございますが、従来どおり10分程度とし、同一の方から出されている請願第5号から請願第10号及び陳情第1号については、一括して10分程度ということによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

8 請願陳情審議

【佐々木委員長】

それでは、審議を行いたいと思います。はじめに請願第5号から請願第10号及び陳情1号につきまして陳述をお願いしたいと思います。ただいまから10分程度でお願いしたいと思います。

請願者が陳述した。

【佐々木委員長】

ありがとうございました。傍聴席へお戻りください。それでは請願第11号について陳述をお願いいたします。ただいまから10分程度でお願いいたします。

請願者が陳述した。

【佐々木委員長】

ありがとうございました。以上で陳述を終了します。陳述については、本請願陳情の審議に際しての参考にさせていただきたいと思います。そ

れでは、傍聴席へお戻りください。

それでは、次に、審議にあたりまして、事務局からの説明をお願いします。

指導課長が説明した。

【佐々木委員長】

質問等がございますか。なければ、請願及び陳情の取扱いについてご意見がございますか。

【小泉委員】

請願の中に教育基本法などの話がありましたが、全ての教科書はそういう事を踏まえて検定を通っていると思いますが、そのあたりを簡単に説明してください。

【指導課長】

まず教科書検定についてですが、学校教育法により小・中・高等学校等の教科書について、教科書検定制度が採用されています。教科書の検定とは民間で著作編集された図書について文部科学大臣が教科書として適切か否かを審査しこれに合格したものを教科書として使用することを認めるものです。教科書に対する国の関与のあり方は国によって様々ですが、教科書検定制度は教科書の著作編集を民間に委ねることにより著作者の創意工夫に期待すると共に、検定を行うことにより適切な教科書を確保することをねらいとして設けられているものです。なお、文部科学省は検定にあたりましては検定基準を設けています。検定基準につきましては、検定審査の基本方針である総則のほか、各教科共通の条件と各教科固有の条件とから構成されていまして、基本的な条件、選択扱い及び構成配列、正確性及び標記表現などに整理して示されています。この検定基準に基づきまして、文部科学省では検定の審査に係る教科用図書に関し調査審議をおこなう審議会として、教科用図書検定調査審議会がおかれています。検定申請された図書は教科用図書として適切かどうかを文部科学大臣の諮問機関である教科用図書検定調査審議会に諮問され、専門的学術的な調査審議が行われます。審議会から答申が行われると、文部科学大臣はこの答申に基づいて検定を行います。審議会の委員及び臨時委員は大学教授、小・中学校の教員等の中から選ばれています。また専門の事項を調査する上で必要である場合には、審議会専門委員が置かれ調査に当たっています。検定申請のあった図書につきましては、審議会の委員、臨時委員、専門委員及び教科書調査官の調査が行われています。教科書調査官は文部科学省常任の職員であり大学の教職の経験等を持つ人が採用されています。審議会においては、これらの調査結果を総合し、専門的学術的な審議が行われます。このように審議会における審査には、多くの専門家による様々な角度からの調査が積み重ねられ検定を行っています。

【小泉委員】

そういったスクリーニングがかかっているということですね。

【指導課長】

はい、そうです。

【佐々木委員長】

その他はいかがですか。請願及び陳情についてはいずれも中学校の教科用図書、歴史または公民の採択に関するものだと思いますが、取扱いについてご意見はございますか。

【中條委員】

陳述をお聞きして、事務局からの説明を聞いて、いずれも中学校の教科用図書の歴史または公民の採択に関連する内容なのですが、請願については、いずれも採択そのものに関する内容であり、陳情に関しては書類を拝見しますと、中学校の教科用図書の内容を補完する副教材を作って欲しいという内容であり、別々に取扱いを協議した方が良いと思います。

【佐々木委員長】

ただいま、請願と陳情を別々に取扱いを協議するという意見でしたが、いかがですか。

【各委員】

<了承>

【佐々木委員長】

それでは、そのようにいたします。

それでは、請願第4号から請願第11号までの請願について、ご意見をお願いいたします。これまでも、教科書に関する請願審議の際に協議してきましたので、その辺りも考慮してお願いします。

【中條委員】

これまでも、度々請願審議の際に意見を述べさせていただきましたが、今回の請願事項について、いずれも中学校の教科用図書の歴史、公民の採択に関するものです。教科書の採択に関しては、教育委員会の権限と責任において行うものですので、今回の請願も、教科書採択の判断にかかわる問題となります。今後の平等で公正な論議に制約を生じさせることもあると思いますので、これらの請願に判断をくだすことは適当ではないと考えます。

これらの請願につきましては、これまでと同様に、採択、不採択の判断をしないことが妥当であると考えます。

【佐々木委員長】

他の委員のみなさん、いかがですか。

【各委員】

<了承>

【佐々木委員長】

それでは、今回の請願につきましても、判断をくだすことは、今後の教科書採択における論議に制約を生じさせる恐れがあることから、採択・不採択の判断をしないということに決定します。

次に、陳情についてご意見をお願いいたします。

【中條委員】

事務局に伺いますが、副教材の取扱いはどうなっていますか。

【指導課長】

副教材の取扱いにつきましては、教科書を中心しつつ教員の創意工夫によって適切な教材作りや活用を図ることによって更に効果的な学習が進められるものとして取扱っており、小中学校の管理運営規則で副教材の選定につきましては、学校長の権限で適切なものを選定して授業で活用するものです。

【佐々木委員長】

まず教科書が決まって、その教科書に基づいて副教材を選定するということですね。

【指導課長】

そうです。

【小泉委員】

そういう意味では、先に副教材を作るという決定は、教科書の採択に影響を与えてしまうことになりかねないと思います。教科書の採択は教育委員会の権限と責任において行うため、請願と同様に、採択、不採択の判断をしない方がいいと思います。

【金井教育長】

私も同じ意見で、文部科学省が今回、教科書は主たる教材ということを強く言っており、そういう中で先生たちが創意工夫をして作成する副教材は大きな役割を果たしています。教科書とリンクしながらやっていくわけなので、採択、不採択の判断をしないことがいいと思います

【中村委員】

審議会などでは多くの方々の意見を取り入れていると思いますが、今日いただきました請願や陳情とは別の形で届いた意見は、大まかにどんなものがありますか。

【指導課長】

市民からは手紙、メール、葉書、ファックスなどの形で90件ほどご意見をいただいています。また教科書の展示会においてもアンケートを実施しており、392件ご意見をいただいております。また現場である学校から調査報告をいただき、調査研究会が独自にとりまとめを行っており、それに基づき教科用図書選定審議会で審議しております。3回審議しております、本日まとめたものを答申いたします

【中村委員】

ご意見をいただいた方の中には、川崎市在住でない方が多くいらっしゃるようですが、川崎市民とそうでない方の数は数えていますか。

【指導課長】

市内市外の分析はしていません。

【佐々木委員長】

今日いただいた意見では市外の方が多様な気がします。また今後新しい情報があればお示しいただければと思います。

【小泉委員】

今回は、採択・不採択はしない、ご意見は参考にさせていただくというスタンスでよいのではないのでしょうか。いろいろな意見を聞くことは悪いことではないと思います。最終的には川崎の子どもにとってよりよい学習ができるものであることが一番重要です。

【佐々木委員長】

今回、提出された陳情の願意は、採択予定の教科書について、陳情者の考えを述べ、その内容が一部の教科書で記載が不十分であるため、それを補う副教材を作成して欲しいというものであると考えます。つまり教科書の内容に関する考え方が願意に含まれており、これについても教育委員会が一定の判断をくださることは、今後行なわれる教科書採択に制

約を生じさせる恐れがあると思います。よって先ほどの請願と同様に、採択、不採択の判断をしないことが妥当であると考えますがよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【佐々木委員長】

それでは、陳情第1号は採択も不採択もしないことといたします。

以上で、請願・陳情の審議を終了いたします。ご意見ありがとうございました。

9 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 2 叙位・叙勲について

庶務課長が説明した。

【佐々木委員長】

何かございませんか。なければ承認ということでよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

報告事項 No. 3 平成23年第3回市議会定例会の報告について

総務部長が説明した。

【佐々木委員長】

いかがでしょうか。承認ということでよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

報告事項 No. 4 市議会請願・陳情審査状況について

総務部長が説明した。

【佐々木委員長】

何かございませんか。

【中條委員】

陳情第6号の教科書に関する議会への陳情ですが、陳情者から6月23日に取下げがあったということですか。

【総務部長】

はい。陳情者から6月23日に取り下げられたということで議会あてに取下げ願いが出されたということです。

【佐々木委員長】

その他はいかがですか。承認ということでよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

報告事項 No. 5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

企画課長、生涯学習推進課長が説明した。

【佐々木委員長】

黒川野外活動センターの新任候補も少年自然の家と同じく検討中ということでいいですか。

【生涯学習推進課長】

はい。

【小泉委員】

運営協議会で、新しく委嘱された方がいらして解嘱がないですが、増員ということでしょうか。何か理由はありますか。地域協力者なので、より地域との連携をはかっていくということでしょうか。

【生涯学習推進課長】

そういう意図があって選ばれたのだと思います。

【中條委員】

報告事項 NO. 5 - 3 の 3 号の市民委員はいない状態ですか。

【生涯学習推進課長】

はい。審査の結果、適切な方がいらっしやらなかったということで再度募集をする方向でございます。

【小泉委員】

この黒川野外活動センターや少年自然の家ではどのようなユニークな活動がありますか。

【生涯学習推進課長】

両施設とも今は市民・こども局の所管になりますが、それぞれの施設の特性にあわせた提案をしています。野外活動センターについては、なるべく手軽に利用できるように、荷物が少なくすむような準備がされています。

【小泉委員】

指定管理者に移行したという事ですが、市にも責任はあるのでトラブルのないようにしてください。

【生涯学習推進課長】

お使いになっている方が運営委員になっているので、実際の利用者の声を反映しながら、市民・こども局と連携しながらやっていきたいと思っています。

【佐々木委員長】

黒川の野外活動センターの運営委員の「1号の学校長等」は栗木台小学校や白鳥中学校の校長先生で、地元なのでよく分かるのですが、少年自然の家は推薦母体が校長会ですか。

【生涯学習推進課長】

校長会からご推薦をいただいています。校長会の、修学旅行などの関係の行事委員の中から推薦されています。

【小泉委員】

そういった行事に利用されているのですか。

【生涯学習推進課長】

小学校、中学校の自然教室などで八ヶ岳を利用していますので、そのよい点、問題点などをその運営協議会で話し合っています。

【佐々木委員長】

その他はいかがですか。承認ということでよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

10 議事事項 I

議案第15号 平成24年度川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の入学者の募集及び選抜要項（案）について

議案第16号 平成24年度川崎市立養護学校分教室の入学者の募集及び選抜要項（案）について

議案第17号 平成24年度川崎市立聾学校幼稚部・高等部の入学者の募集及び選抜要項（案）について

【佐々木委員長】

議案第15号から第17号を一括審議したいと思います。

指導課担当課長が説明した。

【佐々木委員長】

質問やご意見はございますか。

【金井教育長】

聾学校は3歳児が5名といった枠がありますが、それ以上の場合はないのですか。

【指導課担当課長】

今まで1学年5名という応募はありませんでした。1人の先生が教えられる人数や教室の関係で人数を出しています。

【中條委員】

現在の在籍者数は何名ですか。

【指導課担当課長】

幼稚部が4名です。

【金井教育長】

高等部が普通科と被服科とありますが被服科というのは変わらないのですか。

【指導課担当課長】

被服科というのはずいぶん古くて時代のニーズに合わなくなってきています。県立の平塚聾学校でもコンピュータの学科に学科改編しておりまして、本市でも学科改編について学校で検討プロジェクトを立ち上げたところです。

【小泉委員】

来年度に向けて、新しい科で募集をするのですか。

【指導課担当課長】

来年、教育委員会にかけて、再来年度からの募集になります。

【中村委員】

被服科を卒業した生徒は、どうしていますか。

【指導課担当課長】

被服関係の仕事に就くケースは少ないようです。聴覚障害者の求人は結構ありまして、日産自動車やJRなどに就職して、事務的な被服とは直接関係のない仕事をしていることが多いようです。

【中村委員】

被服科というイメージとは違って、工場生産レベルで考えると、デザインをパターン化するのもコンピュータや機械を使うことが多いので、実際教えられていることもコンピュータで行っている学校が多いと聞きます。

【指導課担当課長】

内容的にはコンピュータを使った授業などはありますが、コンピュータを使って服飾デザインをするような専門的なところまではいっていないと思います。

【中村委員】

立体縫製などもあるのでCADを使える力をつけておくといろいろなところに就職できるのではないかと思います。

【中條委員】

服飾だとCADよりフォトショップやイラストレーターを使うイメージがあります。

【金井教育長】

CADだと工業デザインのイメージです。

【中村委員】

従来の被服で考えるとそうですが、被服でもそういったものを使うようになっているところがあるので、プロダクト全般に使えるようになっておくといいいのではないかと思います。

【小泉委員】

時代のニーズにあったカリキュラムにする必要があると思います。

【指導課担当課長】

いただいたご意見を参考にしたいと思います。

【小泉委員】

資料の5ページでは、学力考査が「国語・数学・社会常識・作文」なのに対し、9ページでは「国語・数学・社会常識・作文など」となっていますがこの違いは何ですか。

【指導課担当課長】

これは学校長の判断で、多少教科の変更ができる余裕を持たせているということです。

【小泉委員】

多少、柔軟になっているのですね。もちろん、受験生には事前に案内があるんですね。

【指導課担当課長】

事前に要項をもとにした募集案内を作りまして配布いたします。

【中條委員】

県立の養護学校は、川崎市には中原、高津、麻生の3校ですか。

【指導課担当課長】

はい。市内には3校です。

【中條委員】

その他に、県立高校に分教室があると聞いたことがありますがそれは何校ですか。

【指導課担当課長】

生田東高校、川崎北高校、住吉高校の3校です。各分教室とも1学年15名程度です。

【中條委員】

10名くらいですか。

【指導課担当課長】

こちらは高校の教室を使うため教室が広いので、1学年15名です。市立聾学校の分教室は狭いので、12名程度としております。

【佐々木教育長】

養護学校分教室で1年生14名ということですが、1年経過して子どもたちの様子はどうですか。

【指導課担当課長】

モップなどを使った本格的な清掃の仕事をしています。富士通で仕事を用意してもらいインターンシップで定期的に活動していますが、入学時の、中学校を卒業したばかりの時と比べると、引き締まった表情になっています。

【中村委員】

幼稚部に入ってこられるお子さんの保護者の方は、日常のコミュニケーションはどのようになさっていますか。

【指導課担当課長】

手話を使う方が多いようです。保護者の方が手話をまだ使えなくて、子どもはまだ字を使えないので苦しんでいることもあります。保護者の方も聴覚障害がある場合は、手話になります。

【中村委員】

お子さんを幼稚部に入れるだけでなく、親御さんのサポートも考えたらいいなと思います。

【指導課担当課長】

幼稚部は保護者の方がずっと付き添います。先生と生徒がどのようにコミュニケーションをとるかも見えています。

【小泉委員】

言語能力の発達には臨界期というのがあるかと思いますが、専門家はどうみていますか。

【指導課指導主事】

乳幼児の検診の際に気づかれると、地域の療育センターを紹介されて早い段階から療育にかかられていることが多いように聞いております。幼稚部については、療育センターからお知らせいただいて見学をしてという事が多いようです。また、幼稚部では地域の聴覚に障害のある乳幼児の教育相談なども行っており、幼稚部からでなく早い時期から、教育の面だけでなく福祉や保健など幅広くサポート体制をとっています。言語聴覚士も常時おります。

【小泉委員】

絵文字のようなものを言語機能として使うことはありますか。

【指導課担当課長】

子どもに応じてです。

【佐々木委員長】

では、原案のとおり可決してよろしいですか。

【各委員】

<了承>

【佐々木委員長】

原案のとおり可決といたします。

議案第18号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の指定管理について

宮前区生涯学習支援課長、生涯学習推進課長が説明した。

【佐々木委員長】

質問やご意見はございますか。

【中村委員】

6ページの平面図と7ページ利用施設及び利用料金を見せていただいて、2階は無料で使えるスペースということですね。そこはどのようなシステムになっていますか。

【宮前区生涯学習支援課長】

利用者連絡会を組織してまして、区役所等にある市民活動の支援ということで、自分たちでルールを決めながらお使いいただくというふうに開放しています。

【中村委員】

作業室にコピー機などがあるということですね。そういう当番も利用者が決めているということですか。

【宮前区生涯学習支援課長】

コピー機は事務室と共用となっていますが、紙折機、帳合機などの事務機が備わっています。

【中村委員】

利用者連絡会に入っていないと無料で使えないという事ですか。

【宮前区生涯学習支援課長】

グループ室についてはそうなのですが、フリースペースについては空いていれば個人で使えます。間仕切りなどはないテーブルが置いてあって雑談などができるスペースです。

【佐々木委員長】

利用者連絡会は、団体やグループとかで入っているのですね。主催事業というのはどういふものがありますか。

【宮前区生涯学習支援課長】

いろいろありますが、夏休みの子どもの学習ですとか、パソコン教室や、卓球教室や踊りなどを開催しています。

【佐々木委員長】

それは、個人で参加できますか。

【宮前区生涯学習支援課長】

はい。広く広報しています。

【中村委員】

パソコン教室というのは、どこかにパソコンが設置されているのですか。

【宮前区生涯学習支援課長】

学習室や集会室を利用して、講習会のために準備しているノートパソコンを利用し活動しています。

【小泉委員】

利用料の妥当性はいかがですか。

【宮前区生涯学習支援課長】

条例で定められてますが、指定管理者なので範囲内で設定しています。

【生涯学習推進課長】

近隣の市民館や他都市の施設をみまして設定されています。

【金井教育長】

もう少し外に向けての周知の仕方などは考えていますか。

【宮前区生涯学習支援課長】

ホームページで事業内容等を広報して参加を促していくことです。予算が限られていますので個々にチラシを作ったりするのは難しいところです。

【中條委員】

外階段が気に入っていますが、利用されていますか。

【宮前区生涯学習支援課長】

年2度のお祭りの際に開放しています。

【佐々木委員長】

公募はいつから始まりますか。

【宮前区生涯学習支援課長】

8月上旬です。

【佐々木委員長】

原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【佐々木委員長】

原案のとおり可決といたします。

< 以下、非公開 >

1 1 報告事項Ⅲ

報告事項 No. 6 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

庶務課担当課長が説明した。

報告事項No. 6は全員に承認された。

報告事項 No. 7 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

庶務課担当課長、庶務課長が説明した。

報告事項No. 7は全員に承認された。

報告事項 No. 8 指導改善研修について

教職員課長が説明した。

報告事項No. 8は全員に承認された。

報告事項 No. 9 教科用図書選定審議会の答申等について

指導課長が説明した。

菊池委員長が報告した。

佐々木委員長が受領した。

12 閉会宣言

委員長が閉会を宣言した。